

島根原子力発電所2号機における運転上制限の逸脱に係る報告聴取の実施について

本日17時00分、運転中の島根原子力発電所2号機において、原子炉施設保安規定に定める運転上の制限※を逸脱を判断した旨、17時51分に中国電力(株)から安全協定第9条に基づく通報連絡を受けました。(17時31分に既に復旧済)

なお、今回の事象による環境への影響はありません。

これを受け市は島根県とともに、中国電力に対し、安全協定第11条に基づき報告を求め、原因等の詳細について確認を行うこととしました。

なお、運転上の制限※の逸脱(安全協定第9条事象)は、いわゆるトラブル(協定第10条に定める異常事象等)とは異なり、一部の機器が不調であったとしても、残りの設備で必要な機能は確保されている状態のため、周辺環境に影響が出るような状況ではありません。

記

1. 事象の概要

下記、中国電力ホームページを参照

https://www.energia.co.jp/atom_info/assets/info/2025/info20260226-1.pdf

2. 市の対応

中国電力に対して、燃料プール水位・温度監視機器が使用できなくなった原因や設備復旧の対応状況等の詳細について、報告するよう要請しており、今後、中国電力から報告を受ける予定

3. 確認結果の概要

報告聴取実施後にお知らせします。

※原子炉施設保安規定に定める運転上の制限

多重の安全機能を確保するため、原子炉施設保安規定には予備も含めて動作可能な機器の必要台数が定められています。一時的にこれを満足しない状態が発生すると、事業者は運転上の制限からの逸脱を宣言し、予め定められた時間内に修理等を行う事が求められます。